

(仮称) 多可町生涯学習センター建設基本計画策定検討委員会公募委員募集要領

令和3年4月22日

告示第 58 号

(趣旨)

第1条 この要領は、(仮称) 多可町生涯学習センター建設基本計画策定検討委員会設置要綱(平成25年告示第34号。以下「要綱」という。)第3条第2項第2号の規定に基づく(仮称) 多可町生涯学習センター建設基本計画策定検討委員会の委員の公募について、必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第2条 要綱第3条第2項第2号に定める公募による者(以下「公募委員」という。)の定数は5名以内とする。ただし、応募者又は適任者がいなかったときは、町長が適当と認めた者を公募委員に代えて選任することができる。

(応募方法)

第3条 公募委員に応募しようとする者は、(仮称) 多可町生涯学習センター建設基本計画策定検討委員会公募委員応募用紙(様式第1号)に必要な事項を記載し、主題に沿って作成したレポートを添付して提出するものとする。

(応募資格)

第4条 応募資格は、多可町審議会等の委員選任基準に関する要綱(平成20年告示第12号)に定めるほか、次のとおりとする。

- (1) 多可町内に住所を有し、かつ居住している者
- (2) 募集を開始する月の1日現在で、満18歳以上(高校生を除く。)である者
- (3) 多可町の職員又は議員でない者

2 町長は、公募委員の決定後に、公募委員が前項の資格を有していないこと又は前項の資格を失ったことが判明した場合、当該公募委員の任を解くことができる。

(選考)

第5条 公募委員の選考は、応募者から提出された応募用紙等を、(仮称) 多可町生涯学習センター建設基本計画策定検討委員会公募委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)が審査することにより決定するものとする。

(選考委員会)

第6条 選考委員会の委員は、副町長、地域共生担当理事、教育担当理事、企画秘書課

長、生涯学習課長、図書館長及び要綱第3条第2項第1号に該当する者のうち1名（以下「一般委員」という。）をもって構成する。

- 2 委員長は副町長とし、委員長に事故があるときは、あらかじめ指名した者が委員長となる。
- 3 一般委員は、委員長が指名する。
- 4 選考委員会は、委員長が招集する。
- 5 選考委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

（選考基準）

第7条 選考委員会は、次の選考基準に基づき別表により評価し、各採点の合計点及び総合的判断により選考する。ただし、応募者数が募集定数と同数の場合は、採点を行わず選考委員の合議採決により適否を決定することができる。

- (1) 資格要件の適否
- (2) 職務に対する熱意、検討委員会への協力意欲
- (3) 生涯学習・図書館に関する理解と知識
- (4) 多可町の状況や社会情勢に関する認識
- (5) 公平性、公正性、意見の明確性
- (6) 委員としての適格性（論点整理、分析力、伝達力）

（選考結果）

第8条 選考委員会は、選考結果を応募者全員に通知するとともに、適格者の氏名を多可町ホームページに掲載し公表するものとする。

- 2 応募用紙等は応募者に返還しないものとする。
- 3 採点結果は公表しないものとする。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第7条関係）

点数	評価
----	----

5点	非常に優れている
4点	優れている
3点	普通
2点	やや劣っている
1点	劣っている